

[III] 次の(A)～(D)の各史料に関する問1～問15について、(ア)～(ウ)の中から最も適当な語句を選び、その記号をマークしなさい。

(A) 一 諸国守護人奉行の事

右、右大将家の御時定め置かるる所は、大番催促・謀叛・殺害人<付たり。夜討・強盜・山賊・海賊>等の事なり。而るに近年、代官を郡郷に分ち補し、公事を庄保に充て課せ、国司に非ずして國務を妨げ、(②)に非ずして地利を貪る。所行の企て甚だ以て無道なり。抑重代の御家人たりと雖も、當時の所帶無くば駆り催すに能はず。兼て又所々の下司庄官以下、其の名を(③)に仮り、国司・領家の下知を対捍すと云々。然るが如きの輩、守護役を勤むべきの由、縋ひ望み申すと雖も、一切催を加ふべからず。早く右大将家御時の例に任せて、大番役并に謀叛・殺害の外、守護の沙汰を停止せしむべし。

<>は割書 (『御成敗式目』)

問1 下線部①の「右大将家」とは誰のことか。

- (ア) 源頼朝 (イ) 源頼家 (ウ) 源実朝

問2 (②)に入る語句は何か。

- (ア) 郡司 (イ) 地頭 (ウ) 目代

問3 (③)に入る語句は何か。

- (ア) 御家人 (イ) 名主 (ウ) 作人

問4 この史料の中で主張されている内容に合致するものはどれか。

- (ア) 守護は国司にかわって國務を行うべきである。  
(イ) 守護は下司庄官を統率して年貢を徵収することが職務である。  
(ウ) 守護は定められた職務を守り、莊園・公領を侵害してはならない。